

福井県条例第 号

使用済燃料の搬出期限に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料の搬出期限を定めることにより、使用済燃料の確実な県外への搬出を図り、もって県民の安全および安心を確保することを目的とする。

（使用済燃料の搬出期限）

第2条 何人も、県内の使用済燃料乾式貯蔵施設に使用済燃料を保管するときは、当該使用済燃料を乾式貯蔵容器に封入した日から10年以内に、これを県外に搬出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料の搬出期限を定めることにより、確実な県外への搬出を図り、県民の安全および安心を確保するため、この案を提出する。